

## ○笛吹市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外への進学を契機とした市在住者の転出の抑制及び定住の促進を図るため、県外の大学等に鉄道を利用して通学する者に対して通学定期券購入費用の一部について補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 住所地の最寄りの鉄道駅から鉄道を利用して県外の大学等に通学するため、鉄道会社において発券する通学用の定期券をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 住所地の最寄りの鉄道駅から県外の大学等へ鉄道を利用して通学をする者
- (3) 通学定期券の発行を受けた者
- (4) 市税等を滞納していない者
- (5) 笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (6) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンに、第7条に規定する補助金の交付決定までに登録した者
- (7) 山梨県が別に定めるアンケート調査に、当該年度の10月から3月に市に対して回答した者

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、交付対象者が通学する大学等が定める修業年限以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、通学定期券の購入費の2分の1の額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1月当たり1万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、遠距離通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、通学定期券の有効期間の開始日が属する年度(以下この項において「開始年度」という。)の3月31日までに行うものとする。ただし、通学定期券の有効期間の満了日が開始年度の翌年度に属する場合であって、開始年度の翌年度の4月1日から通学定期券の有効期間の満了日までの期間に係る部分について補助金の交付を受けようとするときは、前項に規定する申請は、開始年度の翌年度の3月31日までに行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは遠距離通学定期券購入費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは遠距離通学定期券購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた後の補助対象期間内において、通学定期券の払戻しをしたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員に調査を行わせ

ることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の笛吹市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、施行日以後に新要綱第7条第1項の規定による交付決定を受けた補助金について適用し、同日前に改正前の笛吹市遠距離通学定期券購入費補助金交付要綱第7条の規定による交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。